

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00024  <u>沿革 平成30年2月26日 一部改正</u></p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00024</p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>第1条～第2条 （略）</p>	<p>第1条～第2条 （略）</p>	
<p>（てん補範囲等）</p> <p><b>第3条</b> 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条各号（同条第3号のてん補危険については、附帯別表第1に掲げる〇〇部門に係る対象契約に限る。）のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第2に掲げる対象契約については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2 日本貿易保険は、対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項、<u>第4項及び第5項</u>において同じ。）が第1号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p><u>5 日本貿易保険は、対象契約が仲介貿易契約のみに該当する場合であって、当該対象契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するとき（対象契約の相手方の変更により該当することとなった場合を含み、それ以外の保険の申込みの後に該当することとなった</u></p>	<p>（てん補範囲等）</p> <p><b>第3条</b> 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条各号（同条第3号のてん補危険については、附帯別表第1に掲げる〇〇部門に係る対象契約に限る。）のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第2に掲げる対象契約については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2 日本貿易保険は、対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項<u>及び第4項</u>において同じ。）が第1号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>3～4 （略）</p>	

新	旧	備考
<p><u>ときを除く。）は、前各項の規定にかかわらず約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</u></p> <p><u>一 買契約（被保険者が、保険証券記載の仲介貿易契約に基づいて販売又は賃貸するために、仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。）の相手方の本店又は支店（買契約の相手方が支店の場合は、当該相手方の他の支店を含む。）</u></p> <p><u>二 買契約の相手方と特定の資本関係がある者として、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>イ 買契約の相手方の親会社又は子会社</u></p> <p><u>ロ 買契約の相手方の直接親会社の直接子会社</u></p> <p><u>ハ 議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）</u></p> <p><u>ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店</u></p> <p><u>三 その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの</u></p>		
<p><b>第4条～第20条（略）</b></p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">甲 印</p> <p style="text-align: center;">株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成30年4月1日から実施する。</u></p>	<p><b>第4条～第20条（略）</b></p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">甲 印</p> <p style="text-align: center;">株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p>	

新	旧	備考
附帯別表第1～附帯別表第4（略）	附帯別表第1～附帯別表第4（略）	